

J:COM中央区民センター・中央会館をご利用のお客様へ

令和8年6月1日よりご提出いただく「誓約書」および「入場料等徴収の有無チェックリスト」におきまして、お客様の負担軽減と業務の簡素化・効率化・SDGsの観点から、提出方法を以下に変更させていただきます。

また、「誓約書及び入場料等有無のチェックリスト」は「誓約書、”入場料等”徴収の有無チェックリスト」として1枚の紙に集約いたします。

旧 令和8年3月まで

ご利用日ごとに、「誓約書」および「入場料等徴収の有無チェックリスト」を毎回提出。

新 令和8年5月以降

4月～翌年3月の1年間を通して1回、利用年度分の「誓約書、”入場料等”徴収の有無チェックリスト」を提出ご提出いただいた書類は、ご利用日の年度末まで有効となります。

※書類上部に「年間提出分」の記載のものをご提出。

初めての利用日までに、「誓約書、”入場料等”徴収の有無チェックリスト」をご提出ください。

1回目のご提出以降は、利用目的の変更がない場合に関しては、提出の必要はございません。

例) 令和8年6月5日に利用をする場合

ご提出いただいた「年間提出分」の書類は、令和9年3月31日まで有効

令和9年度以降の利用の場合は、改めて、令和9年度分の書類を提出ください。

ただし、以下の場合は、利用日ごとに必要書類を提出ください。 ※単発利用の書類を提出

「入場料等徴収の有無チェックリスト」に関しては、無料利用が有料に変更となった場合や有料利用が無料利用に変更となる場合など、利用目的が変更になる場合は利用目的ごとにご提出ください。

■ 収支計画書に関して

※「”入場料等”徴収の有無チェックリスト」項目②の「入場料や参加費を徴収するが、実費程度の場合」で「収支計画書」をご提出される場合は、ご利用日ごとに毎回、お支払い前までに収支計画書のご提出をお願いします。

■ 誓約書に関して

※「誓約書」におきましては、利用目的が変更されたとしても、年間で1枚の提出となります。

誓約書の内容に関しましては、必ず内容を確認し、ご予約・ご利用をお願いいたします。

年間提出分の「誓約書、”入場料等”徴収の有無チェックリスト」をご提出いただくことにより、

誓約書内容及び利用上の注意事項に同意し遵守することをご誓約した上で、ご利用いただくものとみなします。

J:COM中央区民センターならびに中央会館両方をご利用される場合、それぞれの館に必要書類をご提出ください。

以上

これまで以上に、皆様にご利用いただきやすい施設となるよう努めてまいります。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

指定管理者：（一財）大阪市コミュニティ協会 中央区支部協議会

入場料等その他これに類する料金の徴収の有無について

「入場料その他これに類する料金(以下、「入場料等」)とは、入場料や参加費など、当館をご利用の際に生じる金銭のやりとりを指します。

入場料等の徴収が認められるご利用は、施設利用料に通常料金の 1.5 倍の割増料金が適用されます。

☆「入場料等」徴収 有 として

割増料金（通常料金の 1.5 倍）が適用される基準

「会館使用時に 金銭のやり取りがある。

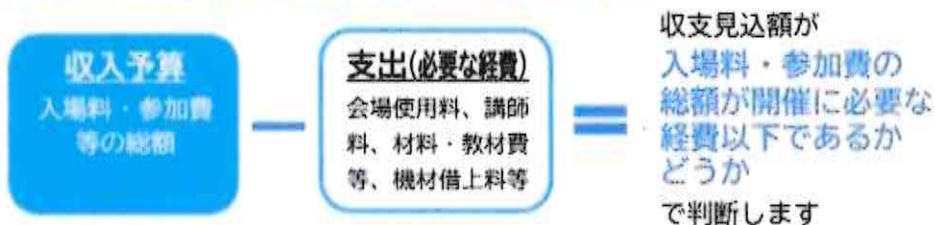
（事前の入場料、参加費の徴収を含みます）」

+

「金銭のやり取りにより 主催者に 利益が上がる（※）」

※収支計画書等で、主催者に 利益があがらないことが確認できる場合、通常料金でご利用いただけます。（様式に決まりはありません）

「主催者に利益があがらない」とは、入場料・参加費等の総額が、開催に必要な経費以下であることをいいます。



「入場料徴収」は上図のとおり基準を設けております。

入場料等徴収有と判断されるご利用は、割増料金適用の対象となります。お申込み内容により、収支計画書のご提出をお願いする場合がございます。

※令和5年1月4日以降の利用日分から適用